(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書(記入例)

令和元年12月9日

申請日を記入のうえ申請すること

高知県知事 様

(高知県知事 濵田 省司 様)

申請書の宛名は上記のいずれ かのとおり記載すること

> 申請者が法人のときは、法人の履 歴事項全部証明書のとおりに、 申請者が個人の場合は住民票の とおりに記載すること

申請者 〒000-000

住 所 ○○県○○市○字○番地○

氏 名 ○○株式会社

印

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000-000-000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受 けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む。)

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物 の種類(当該産業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物又は水銀含有ばいじん等 が含まれる場合は、その旨を含 む。) 及び積替え又は保管を行う かどうかを明らかにすること。)

燃え殼、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*1、 *2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系 固型不要物、ゴムくず、金属くず(*2を含む。)、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず (*1、*2を含む。)、鉱さい、がれ き類 (*1を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令 第13号廃棄物、以上20品目。

(ただし、産業廃棄物の種類に、*1:石綿含有産業廃棄物、*2: 水銀使用製品産業廃棄物、*3:水銀含有ばいじん等を含む旨の表 示のない場合は、それぞれ含まない。)

事務所及び事業場の所在地

事務所 ○市○字○番地○ 電話番号 ○○

事業場 ○市○字○番○ 電話番号 ○○

事業の用に供する施設の種類及

び数量

積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての 場所の所在地及び面積並びに当 該場所ごとにそれぞれ積替え又 は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄 物又は水銀含有ばいじん等が含 まれる場合は、その旨を含む。)、 積替えのための保管上限及び積 み上げることができる高さ

事務所:支店等

事業場:駐車場、積替え保管場所 土地 (建物) の全部事項証明書に記載

の所在地を記載すること

別紙のとおり

別紙のとおり

※事 務 処 欄

玾

(第2面)

道府県のものを含む。)を 有している場合はその許 可番号(申請中の場合に は、申請年月日)		県・市名	許可番号(申請可	中の場合には、申請年月日)			
申請者(個人である場合)							
(ふりがな) # #			本	籍			
氏 名 生 生	平月日		住	所			
申請者が	ぶ法人の場合に	は、法人の履	 	のとおりに、			
(法人で 申請者が	『個人の場合》	は、住民票の	とおりに記載する	こと			
(\$ 7 77	*/			THE STATE OF THE S			
	尔		1生.	<u></u>			
○○株式会社	○○株式会社						
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)							
(個人である場合)							
(ふりがな) 生 生	手 月 日 -		本	籍			
氏 名 工	L 71 H		住				
	(注 / である担合)						
(ふりがな))						
名称		住		所			
役員(法定代理人が法	人である場合	子)					
(ふりがな)	生年月日	3	本	籍			
氏 名	役職名・呼利	尔	住	所			
\	戸ル田 しょ か	いよい、上日人)よ	きまれ みいっとし				
	定代埋人かり	いない場合は、	記載しないこと				
 							
	日 △)						
	一方 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		本				
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<u>F 月 日</u> 名・呼称						
***************************************	· O· O	○○県○○	市○字○番地○	121			
	長取締役		市〇字〇番地〇				
SO. O. O							
	収益を						
	.O.O		<mark>市○字○番地○</mark>	ブルスしむ 和 却 井 ファ し			
				ているとおり記載すること	\vdash		
	く作り、一口(より及り正言)	开发土印皿切.	目 (〜巾山邦) ご 4 し く V	ってもとこれをという。	H		

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総 数		(OOO 株	出資の額	00	万円
(ふりがな)	生年月	保有する 資の金額	株式の数又は出	本	¥	Œ Ħ
氏名又は名称	日	割	合	住	月	ŕ
#3#3 #3#3	SO. O.	000			○市○字○番地○ ○市○字○番地○	
○○株式会社		000	株			
〇〇林八云江		00 %	0	○○県○C)市○字○番地○	
			民票に記載されて 全部証明書に記載		已載すること ∶おり記載すること	
令第6条の10に規定 (ふりがな) 生				場合)	Sefer.	
	<u>E 年 月</u> よ職名・『	日 平 称			籍 所	
	· [// [-	7 17	1		721	
_						
_						
				-	-	
l l						

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

- 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)
- (1)事業の概要<mark>(主な運搬計画)</mark>
 - 積替え保管場所 ・○○で発生する○○廃棄物を収集し、中間処分業者へ運搬す
 - ・○○で発生する○○廃棄物を収集し、最終処分業者へ運搬す
 - ・取り扱う産業廃棄物及び運搬先等は、2. に記載のとおり。 (取り扱う水銀使用製品産業廃棄物は、○○、○○、○○)

・当該申請に係る場 所のみ記載

取り扱う産業廃棄物

- ・水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う場合は、1.(1)に取り扱う品名を記載
- 2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は ㎡/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管 を行う場合には 積替え又は保管 場所の所在地	予定運搬先の名 称及び所在地(処 分場の名称及び 所在地)	
1	廃プラスチック類	2 t/月	<mark>固形</mark> (梱包材)	(有)○○ 高知県○○市○ ○番	高知県〇〇市〇 〇大字〇〇字〇 〇番〇	(株)○○ (○○県○○市)	
2	廃プラスチック類(石綿 <mark>含有産業廃棄物を含</mark> む。)	1 t/月	<mark>固形</mark> (○○)	(有)○○ 高知県○○市○ ○番		(株)○○ (○○県○○市)	
3	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)	1 t/月	<mark>固形</mark> (○○)	(有)○○ 高知県○○市○ ○番		(株)○○ (○○県○○市)	
4	廃プラスチック、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	1 t/月	固形 (廃蛍光灯)	<mark>(有)○○</mark> 高知県○○市○ ○番	高知県○○市○ ○大字○○字○ ○番○	(株)○○ (○○県○○市)	
5							
6	5 予定運搬先 ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等については、取り扱っていることを						
7	処分業者に確認	のうえ記	載				
	- 備考 取扱う(特別管理)産業廃	棄物の種類ごと	に記載すること。			

(日本工業規格 A列4番)

	3. 運搬施設の概要 (1)運搬車両一覧							
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用	者 備 考			
1	キャブオーバー	高知○○は○○○○	0000	○○(株)	土砂等除く			
2	<mark>ダンプ</mark>	高知○○は○○○○	0000	○○(株)				
3	<mark>ダンプ</mark>	高知○○な○○○○	0000	○○(株)	水密式 水密式			
4	<mark>舟台舟白</mark>	1 2 3 4 5 6	0000	○○(株)	○○丸			
5	運搬車両を記載・車輪に記載	┃ する場合 のとおり、車体の形状、	市而釆早 星十	建制量 正右老▽	け毎田老を記載			
6	・備考には、水	のとおり、単体の形状、 密式や、土砂等を除く 措置法に規定する土砂等	(土砂等を運搬する	る大型自動車によ	る交通事故の防止等			
7	■ 船舶を記載する ■ 船舶の名称 (場合 船名)は、備考欄に記載	₩					
8	・登録番号には	ルカイス、						
9								
10								
事務	所の所在地							
駐車	車場の所在地 ※ 駅	注車場を変更する場合は	付近の見取図を額	系付すること。				
(2)その他の運搬施記	受の概要						
運	搬容器等の名称	用。途	\$ 2	容量	備考			
	ドラム缶	廃プラスチック類、金属 ず・コンクリートくず及 銀使用製品産業廃棄物を	200L					
	ドラム缶	汚泥、金属くず		2 0 0 L				
	ドラム缶	汚泥、廃油		2 0 0 L	密閉式			

(第3面)

(3) 積替え又は保管施設の概要(所在地、産業廃棄物の種類ごとの高さ、保管面積及び保管上限等)

○積替え保管する産業廃棄物の種類(積替え保管を行わない場合は「該当なし」と記載)

保管場所1 (高知県○○市○○大字○○字○○番○)

金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

保管面積 40.0m²

保管上限 13.4 m³

積み上げることができる高さ 1 m

保管場所2 (高知県○○市○○大字○○字○○番○)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

保管面積 4.0 m²

保管上限 0.8 m ³

積み上げることができる高さ 0.9m(容器保管:ドラム缶)

(平面図、断面図、保管面積等算出根拠等を、下記に記載又は別添すること。)

(計算式)

·保管場所1

保管面積 4 m×10 m=40.0 m²

保管上限 $40 \text{ m}^2 \times 1 \text{ m} \times 1 / 3 = 13$. 333 m^3

•保管場所2

保管面積 $2 \text{ m} \times 2 \text{ m} = 4.0 \text{ m}^2$

保管上限 0.2 m³×4本=0.8 m³ (ドラム缶で保管)

- ・水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を積替保管する場合は、 他の産業廃棄物と混合するおそれのないよう区分できる方法で保管す ること。また、カラー写真を添付すること。
- ・保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当 該施設の付近の見取り図を添付すること。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

- 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)
 - ○車両毎の用途
 - ・キャブオーバ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品 産業廃棄物を含む。)

○○は○○に入れて運搬する。

・ダンプ

ばいじん、燃え殻

○○は○○に入れて運搬する。

・ダンプ(水密式)

汚泥、廃油

○○は○○に入れて運搬する。

○収集運搬を行う時間

平日午前8時から午後5時まで

○休業日

日曜日、祝祭日及び年末年始

車両ごとの用途

- ・車両ごとに運搬する産業廃棄物の種類
- ・容器を使用して運搬する産業廃棄物の種類を記載

従業員数の内訳

-	_申 重複してル 申 る人数を 上	いる場合は重複し [*] (○) と記載するこ	てい と、顧問等と かの登記外	事務員	運転手	-	○○年 <mark>○○</mark> 月 その他	月 <mark>○○</mark> 日現在 合 計
	<mark>3</mark> 人	<mark>2</mark> 人	人	<mark>1</mark> 人	10人	10人 (10)	人	<mark>16</mark> 人

- 5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)
- (1) 運搬に際し講ずる措置(飛散、流出、悪臭、騒音及び振動等の発生防止措置等の取扱い上の注意 事項)
- ・運転中は、荷こぼれのないよう荷積みの状況を確認し、運転中に廃棄物が飛散しないよう荷台をシートで覆う。
- ・石綿含有産業廃棄物は破砕せず、その他のものと区分して収集運搬する。
- ・汚泥は、運搬中に流出しないよう○○で運搬する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は飛散流出、破砕することのないよう、また、その他のものと区分するため○○○で運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等は運搬中に飛散流出、揮発することのないよう、また、その他のものと区分するため○○○で運搬する。
- ・運搬容器を使用する場合は、内容物が破損、飛散等しないよう○○で固定する。

運搬に際し講ずる措置

- ・水銀使用製品産業廃棄物について、飛散流出、破砕することのないよう、かつ、その他の物 と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集、運搬する方法について記載
- ・水銀含有ばいじん等について、飛散流出、揮発等を防止するための方法、その他の物と混合 するおそれのないように他の物と区分して収集、運搬する方法について記載
- (2) <u>検育人文は床目地設において講りる相直(飛取、伽山、恋夫、独自及の派期等の先生的工</u>相直等の取扱い上の注意事項)

(積替え又は保管を行わない場合は、記入しないこと)

- ・容易に人が立ち入らないよう囲いを設置する。
- ・汚水等の地下浸透を防ぐため、床面をコンクリート張りする。
- ・公共水域及び地下水の汚染を防ぐため、沈殿槽及び排水溝を設ける。
- ・石綿含有産業廃棄物は、他のものと区分し、仕切りを設けて保管する。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は、他のものと区分し、破損しないよう○○○○で保管する。
- ・水銀含有ばいじん等は、他のものと区分し、飛散流出、揮発することのないよう○○○で保管する。また、高温にさらされないため、○○○○で保管する。

積替え又は保管の場所において講ずる措置

- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物について、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を記載
- ・水銀含有ばいじん等について、その他の物と混合するおそれのないよう、飛散流出、 揮発等することのないよう、また、高温にさらされないために必要な措置等を記載
- (3) その他
- ・以下の指針、ガイドライン又はマニュアルに基づき、廃棄物の取扱い方法を従業員等に周知徹底を 行う。(指針、ガイドライン又はマニュアルの名称)

石綿含有廃棄物等処理マニュアル

建設廃棄物処理指針

水銀廃棄物ガイドライン

産業廃棄物処理業の許可申請のための講習会

6. 本許可申請にあたり書類を作成した事務担当者の氏名及び連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)

OO課 OOOO TEL: OOO-OOOO FAX: OOO-OOO

車両の貸借及び使用に関する証明書

年 月 日

高知県知事 様

下記のとおり貸主と借主は車両の貸借契約を締結していることを証明します。

なお、適合しなくなった場合には、借主は当該車両の使用を廃止する旨の(特別管理)産業廃棄物 処理業廃止・変更届出書を提出します。

- 1 貸借目的 借主が(特別管理)産業廃棄物収集運搬業を行うために、下記の期間継続して使 用すること。
- 2 貸借条件 ①借主、又は借主が雇用した従業員が運転するものであり、貸主、貸主の従業員が当該車両を運転する等、貸主が借主の名義で(特別管理)産業廃棄物収集運搬業を行うものではないこと。
 - ②貸主は、借主が当該車両を借用している間、自らの(特別管理)産業廃棄物収 集運搬業に当該車両を使用するものではないこと。
 - ③貸主は、借主が当該車両を借用している間、貸主以外の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業者に当該車両を重ねて使用させるものではないこと。
- 高知○○な○○○○ 自動車登録番号 令和○○年○月○日 令和○○年○月○日 使 用 期 間 住 所 貸主は、車検証に記載されている所有者若しくは使 用者であること(氏名又は名称及び住所は、車検証 貸 に記載されているとおりとすること) 印 氏 名(名称) 主 電話番号 住 所 ○○県○○市○字○番地○ 借 氏 名(名称) ○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印 主 電話番号 000-000-0000

(第6面) 運搬車両の写真

自動車両	車登録番号又は 番号	高知○○な○○○
前面写真		項 (両の前面(真正面)を撮影すること。 ・ンバープレートが確認できること。 カラー写真を添付すること
側 面 写 真	·名 (正面及び側面の全体が写っていること

様式第六号の二(第九条の二関係)

(第7面) 運搬容器等の写真

	~	.,	
運搬容器等の名称	ドラム缶	用途	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
注意事項・容器等	の全体が写るように撮影すん	ること 。	カラー写真を添付
			撮 影 令和 <mark>○○</mark> 年 <mark>○○</mark> 月 <mark>○○</mark> 日
運搬容器等の名称		用途	
		I	

注意事項

・容器等の全体が写るように撮影すること。

撮 影 令和 年 月 日

(第8面)

	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類							
	内 訳	金 額 (千円)						
	業の開始に要する 金の総額	6 3 0 0						
	土地	事業場(駐車場) 300						
	事務所							
	収集運搬車両	車両2台 6000						
	積替保管施設							
	自己資金	6 3 0 0						
	借入金							
調	(借入先名)							
19.3								
達								
	その他							
方	増資							
法	・新 こと (記	業の開始に当たり、新たに資金を調達した場合のみ記載することでに資金を必要としない場合は、資金の総額欄に、その理由を記入する。 載例:現在所有している施設等を使用して事業を行うため、新たに資金を要としない。)						
備者	備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。							

(第9面)

	資産に関する調書		
		令和 <mark>(</mark>	<mark>○○</mark> 年 <mark>○○</mark> 月 <mark>○○</mark> 日現在
資産の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
現金預金	四国銀行普通預金	2	10,000
有価証券			
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地			
建物	家屋	2	30,000
備品	土地及び建物の価格には、土地・第	家屋課税台帳に記載る	されている評価額を記載す
車輌	ること		
その他			
	資 産 計		40,000
負債の種別	内容	数量	価格、金額(千円)
長期借入金	住宅ローン	1	7, 000
短期借入金	Verteil o A tet 2 (Verteil) o A	there as ITA)). Here is a significant	
未 払 金	資産計の金額を(資産計+負債計)の金 長期財務計画書を作成のうえで添付す) % 木満である場合は、
預り金			
前 受 金			
買掛金			
支払手形			
その他			
	負 債 計		7, 000

^{*}土地、建物等の不動産を所有している方は、固定資産課税台帳の写し等を添付してください。

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和<mark>○○</mark>年<mark>○○</mark>月○○日 誓約日を記入すること

高知県知事 様

申請者

住 所 ○○県○○市○字○番地○

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

申請者が法人である場合は、法人の履歴 事項全部証明書のとおりに、 申請者が個人である場合は、住民票のと おりに記入すること

○法第14条第5項

都道府県知事は許可申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしては ならない

- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- ○法第 14 条第 5 項第 2 号
- イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又は口のいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ○法第7条第5項第4号イからチ
- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 二 この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- へ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「政令」という。)第4条の6 法第7条第5項第4号ハに規定する生活環境の保全を目的とする法令は、次のとおりとする。
- 一 大気汚染防止法
- 二 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)
- 四 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
- 五 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)
- 六 振動規制法 (昭和51年法律第64号)
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ○政令で定める使用人(政令第4条の7)
 - 申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- 一 本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ニ 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又 は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

誓 約 書

- 1 申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。) 第 14 条第 5 項第 2 号イからへに該当しない者であることを誓約します。
- 2 産業廃棄物処理 Cおいて責任を持って実施し、遵、本様式は、優良認定の申請を行う場合のみ提出すること
- 3 公害その他の問題が生じたときは、責任をもって処理し解決致します。
- 4 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号及び第10条の12の2第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和<mark>○○</mark>年<mark>○○</mark>月<mark>○○</mark>日

高知県知事 様

申請者が法人である場合は、法人の履歴 事項全部証明書のとおりに、 申請者が個人である場合は、住民票のと おりに記入すること 申請者

住 所 <mark>○○県○○市○字○番地○</mark>

氏 名 ○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

囙

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(備考)

- 1 特定不利益処分について
 - ①廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
 - ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
 - ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2及び第15条の3)
 - ④再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
 - ⑤広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
 - ⑥無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)
 - ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
 - 8 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及 び第19条の6第1項)
- 2 上記4に記載する特定不利益処分に係る一定期間について

	事 例	一定期間	記載例
優良認定	通常の許可を受けている者	従前の許可の有	令和2年4月1日に申請する場合、
の申請を	が優良認定の申請をする場	効期間(5年)	「平成27年4月1日から令和2年3
する場合	合		月 31 日まで」
	既に優良認定を受けている	従前の許可の有	令和2年4月1日に申請する場合、
	者が、再度、優良認定の申請	効期間(7年)	「平成25年4月1日から令和2年3
	をする場合		月 31 日まで」

長期財務計画書

令和○○年○○月○○日

申請者

申請者が法人である場合は、法人の履歴 事項全部証明書のとおりに、 申請者が個人である場合は、住民票のと おりに記入すること

住 所 〇〇県〇〇市〇字〇番地〇 氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

今後の	の収支計画(翌年度の					(単位: 円)
		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
売	上高 A					
売	上原価 B					
売	り上げ純利益C(A-B)					
	給 与 手 当					
	法定福利費					
	減価償却費					
販	賃 借 料					
売	燃料費					
管理	修繕費					
費						
	その他					
	合計 D					
営業	上					
営業	業外利益 F					
営業	業外費用 G					
経常	常利益 H(E+F-G)					
累利	責利益					

- *1 累積利益は、直近の事業年度に計上している「その他利益剰余金(純資産の部)」に当該収支計 画の各経常利益の額を合計した値を記載してください。
- *2 経費の節減計画は、具体的にどうするかを別紙に記載してください。
- *3 売上高を伸ばした計画にしている場合は、その理由を別紙に記載してください。
- *4 直前3年間の損益計算書で経常赤字が生じている場合は、赤字となった理由を別紙に記載してください。

(日本工業規格 A列4番)